

宮城県第二総合運動場 施設利用料金表

平成29年4月1日施行

区 分					利用料の額		
					アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに 使用する場合	
宮城県武道館	道 場	貸切使用	入場料を 徴収しない 場合	通 常	1 時間につき	1,230円	4,880円
				冬期①		1,330円	4,980円
				冬期②		1,430円	5,080円
		冬期③	1,530円	5,180円			
		入場料を 徴収する 場合	通 常	3,650円		7,300円	
			冬期①	3,750円		7,400円	
	冬期②		3,850円	7,500円			
	個人使用	一般（大学生を含む）		1 回につき	250円		
		高校生			120円		
		中学生以下			60円		
温水シャワー室	個人使用		1 回につき	150円			
研 修 室	貸切使用	入場料を徴収しない場合		1 時間につき	300円		
宮城県弓道場	近的弓道場	貸切使用	入場料を 徴収しない 場合	通 常	1 時間につき	2,770円	11,000円
				冬期①		2,870円	11,100円
				冬期②		2,970円	11,200円
		入場料を 徴収する 場合	通 常	8,280円		16,500円	
			冬期①	8,380円		16,600円	
			冬期②	8,480円		16,700円	
	個人使用	一般（大学生を含む）		1 回につき	250円		
		高校生			120円		
		中学生以下			60円		
	遠的弓道場	貸切使用	入場料を 徴収しない 場合	通 常	1 時間につき	1,130円	4,470円
				冬期①		1,230円	4,570円
				冬期②		1,330円	4,670円
		入場料を 徴収する 場合	通 常	3,340円		6,730円	
			冬期①	3,440円		6,830円	
冬期②			3,540円	6,930円			
個人使用	一般（大学生を含む）		1 回につき	250円			
	高校生			120円			
	中学生以下			60円			
宮城県クライミングウォール	貸切使用	入場料を徴収しない場合		1 時間につき	970円	3,950円	
		入場料を徴収する場合			2,980円	5,910円	
	個人使用	一般（大学生を含む）		1 回につき	820円		
		高校生			410円		
中学生以下		200円					
宮城県合宿所	宿 泊 室	-	一般（大学生を含む）		1 泊につき	760円	
			高校生			550円	
			中学生以下			400円	
		リネン代			1 人 1 回につき	300円	

- 「入場料」とは、入場料、観覧料その他これらに類する金銭をいう。
- 入場料を徴収する場合で百円以下の入場料を徴収するときは、入場料を徴収しない場合とみなす。
- 入場料を徴収する場合において、宮城県武道館の道場、宮城県弓道場、宮城県クライミングウォール（次号において「宮城県武道館等」という。）の使用日が日曜日、土曜日又は休日になるときの利用料金は、この表に定める額にその二割に相当する額を加算した額とする。
- 宮城県武道館等を準備または撤去のため使用するときの利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 宮城県武道館の道場の貸切使用に係る利用料金は、柔道場、剣道場又は弓道場ごとに算定するものとする。
- 宮城県武道館の道場（弓道場を除く）の一面又は二面を貸切利用するときのそれぞれの利用料金は、この表に定める額の三分の一又は三分の二に相当する額とする。
- 個人使用の「一般」とは大学生を含み、「高校生」とは高校生及びこれに準ずる者とする。
- 宮城県クライミングウォールの二分の一の区画又は面を貸切利用するときのそれぞれの利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額とする。
- 利用料金が1時間当たりで定められている施設を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 宮城県武道館の二階、四階の観覧席はそれぞれ柔道場、剣道場の一部とみなし、観覧席のみの単独利用は認めない。
- 利用料金が十円未満の端数があるときは、十円に切り上げる。

〔冬期料金について〕

- ア 冬期料金は、12月1日～3月31日までの間適用とする。
- イ 冬季料金には暖房料金を含むものとし、その内訳は「業務用石油ストーブ」1台1時間当たり100円を加算している。
- ウ 使用できる「業務用石油ストーブ」の数は最大で3台を限度とするが、弓道場及び近的弓道場並びに遠的弓道場においては2台を限度とする。
- エ 宮城県武道館の道場（弓道場を除く）での「業務用石油ストーブ」の使用可能台数は、原則として一面当たり一台とする。

設備利用料

設備名	一人用椅子	長机	放送設備	視聴覚機器	電光得点板	武道具等	ハロゲン照明 柔・剣道場	温水シャワー室
区分	1脚(1回につき)	1脚(1回につき)	1式(1回につき)	1台(1回につき)	1台(1回につき)	1組(1回につき)	1面(1時間につき)	1室(1時間につき)
入場料を徴収 しない場合	10円	40円	1,230円	250円	610円	120円	190円	2,250円
入場料を徴収 する場合	20円	80円	2,670円	510円	1,330円		270円	4,550円

※ 利用料金が1時間あたりで定められている設備を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。